

随意契約理由書

件名	児童福祉関連複合施設空調設備改修工事
契約の相手方	川重冷熱工業株式会社 西日本支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>当該空調設備は、川重冷熱工業株式会社の固有の技術に基づいて設計製作し施工納入されたものであり、今回更新する部品は既存設備と密接不可分な関係にあるため、同一施工者以外のものに施工させトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	

